

(1) 概要

日 時	令和6年12月23日(月) 午前10時~正午
場 所	板橋区役所北館11階 第1委員会室
出席者	<p>【委員】13名 川村岳人部会長、戸井宏紀副部会長、篠田良夫委員、石橋勇委員、高田洋子委員、齋藤和彦委員、田邊和子委員、太田美津子委員、遠藤晋之介委員、室積勝浩委員、延山智範委員、宮島甲児委員、大倉雄平委員(欠席者なし)</p> <p>【事務局】6名 丸山福祉部長、渡辺生活支援課長、生活支援課庶務係4名</p> <p>【区関係課】16名 男女社会参画課長、防災危機管理課長、産業振興課長、長寿社会推進課長、健康推進課長、生活衛生課長、志村健康福祉センター所長、おとしより保健福祉センター所長、障がい政策課長、障がいサービス課長、赤塚福祉課長、支援課長、住宅政策課長、指導室統括指導主事、生涯学習課長、教育支援センター所長</p> <p>【計画策定支援事業者】 株式会社 IRS</p>
会議の公開 (傍聴)	公開
傍聴者	なし
議 題	<p>1 副部会長の指名</p> <p>2 国の取組について</p> <p>3 板橋区再犯防止推進計画の策定方針について</p> <p>4 その他</p>
配付資料	<p>資料1 板橋区地域保健福祉計画推進協議会設置要綱</p> <p>資料2 板橋区再犯防止推進計画検討部会委員名簿</p> <p>資料3-1 国の取組(二次計画)の概要及び地方計画策定の意義</p> <p>資料3-2 第二次再犯防止推進計画(概要)</p> <p>資料3-3 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会(中間とりまとめ概要)</p> <p>資料4-1 第4次板橋区地域保健福祉計画の策定方針について</p> <p>資料4-2 犯罪や再犯防止を取り巻く状況</p> <p>資料4-3 再犯防止推進計画(重点課題と現状・課題並びに取組の体系(案)について)</p> <p>資料4-4 板橋区再犯防止に関するアンケート調査 調査報告書(速報版)</p> <p>参考資料 再犯の防止等に関する法律(概要版)</p>
所 管 課	福祉部生活支援課庶務係 (電話:3579-2352)

(2) 議事

議 事 開会

議事内容

【川村部会長】
これより、令和6年度第1回板橋区再犯防止推進計画検討部会を開会する。
本部会の会議体及び資料については、原則公開とする。

議 事 副部会長の指名

議事内容

【川村部会長】
次第1「副部会長の指名」を行う。
副部会長は「板橋区地域保健福祉計画推進協議会設置要綱」第6条第5項の規定に基づき、私から指名する。
副部会長には、戸井宏紀委員を指名したいが異議ないか。

【「異議なし」という発言あり】

異議がないようなので、戸井委員に副部会長をお願いします。

【戸井副部会長】

【副部会長あいさつ】

議 題 (1) 国の取組について

議事内容

【川村部会長】
議題1「国の取組について」を議題とする。
法務省東京保護観察所大倉統括保護観察官より説明願う。

【大倉統括保護観察官より資料3-1～3について説明】

【川村部会長】
次に、戸井副部会長より、ただいまの国の取組を踏まえ、司法福祉専門の立場から計画の意義や支援の視点等について説明願う。

【戸井副部会長より追加資料（机上配付資料）について説明】

【川村部会長】

大倉統括保護観察官及び戸井副部会長の説明に質疑、若しくは各委員の取組を踏まえた意見・感想でも構わないので、発言のある方は挙手願う。

【太田委員】

自身の所属する地域共生課では、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターの2種類のコーディネーターを配置している。

生活支援コーディネーターは、介護保険法に基づいて配置され、平成28年より生活支援体制整備事業という区の事業を受託し、住民主体の支え合い会議という会議体を18地域センターにおいて1つずつ立ち上げている。板橋区は生活支援コーディネーターの6割を地域住民が担っていることから、住民主体の姿勢が特徴的であり、当会議においてインフォーマルな支え合いの仕組みづくりを進めているところである。

地域福祉コーディネーターに関しては、地域の方と協力して解決に取り組む職員を指し、社会的な孤立の問題や複合課題という観点から再犯防止に関わることになるかと思う。令和5年度より3つのモデル地区を担当する職員を常勤1名と補助員1名体制で配置している。職員の役割としては、対象地域の商店街に拠点を置き、週2回常駐し、地域の方が気軽に立ち寄れる場作りを行いながら、困り事がありそうな方に声掛けし、必要に応じて専門職や制度に繋ぐ等の活動を行っている。今後全域に職員を配置できるよう取組を検討中である。

地域の支え合いをしている住民と、専門職や制度を繋ぐ役割を両コーディネーターが担っているので、何かお役に立てればと考えている。

【川村部会長】

こうした取組を広げることが重要である一方で、地域の方が気軽に立ち寄れる場においては、自治会の集まりやサロンの場に足が向かない方も存在し、必ずしも多様な方々が利用できる場にはなっていないという現状が他地域では見られる。当事者の方から見て、地域がどのような場になっているのか、どのような場所であれば利用しやすいのか、コミュニケーションが取りやすいのか、環境を作りやすいのか、この会議で共有し、居場所やサードプレイスの多様性の確保についても議論できたらよいと考えている。保護司の安全確保についても共有していただきたい。

【石橋委員】

保護司の面接場所については原則自宅等だが、実際には少年と成人で分けて対応している。少年については、最初に少年院から帰ってきた時に「おかえり」と声をかけ、飲食店等で面接をしている。飲み物を飲みながら「よく来てくれた、よかったな」と語りかけ、そこから対象の少年との面接が始まり、少年たちとは、共に本音で話し合い、信頼を得るよう努めている。

その後、保護観察を通じて、更生された、改善されたと判断できれば、保護観察所に良好措置の願いをし、認められれば保護観察が解除となる。このような流れで少年たちに寄り添い、保護観察を行っている。また、現在は協力雇用主がハローワークに登録されており、少年たちに対しては、働ける場所、仕事を見つける就労支援も行っている。

成人の場合は、帰住先がさまざまであることから、対象者の居住の状況や、生活リズムなど環境

の把握から始め、そこから衣食住について話をし、保護観察を始めるという流れで行っている。保護観察においては、まず自宅等で面接をし、観察所の書類をよく見てから対応している。面接場所の確保については区にお願いしているところである。

【篠田委員】

現在の更生保護の対象者は90名前後となっている。少年院や刑務所等の矯正施設に入っているのは125名で、この方々が板橋区に戻る予定であり、我々が関わる対象となっている。再犯防止計画に対して良い例があるので紹介させていただく。

我々は対象者を1号、2号、3号、4号と分けており、1号は少年、2号が少年で仮退院した者、3号が仮釈放、4号が執行猶予となっている。私の担当した事例は、1号の18歳の発達障がい、ASDのある少女で、なおかつ大麻の使用歴があった。困った事としては、精神科の病院と連携をとりながら薬を調整する際に少女が家の中で暴れてしまい、最終的に警察にお世話になったことであった。その後板橋区では少女を収容する場所が無く、病院に強制的に入ったが調子が良くなり、その後、別の病院に移ることになった。保護観察に関しては当時も続いており、1号は20歳までとなっている。その病院で良かったことは、担当の医師や看護師、板橋区の生活支援や福祉関係の方が入り、一つのチームとなって少女を支援出来た点である。病院の会議では家に住む際の同居は不可能と判断されたが、一人暮らしの際の居宅介護について教えていただいた。その後、20歳の誕生日を迎えて保護観察は終わったが、板橋区の関わりもあり少女は一人暮らしを続けることが出来た。当時の医師が担当観察官に向かって、「この後も支援していただけるんですよ」と尋ねたが、法律上、保護観察官の支援はこの時点で終わりを迎えるため、「地域のおじさん」としては関わる事ができると返答した。その後制度が変わり、終わったあとも息の長い支援が継続することができ、警察の方も親身に話を聞いてくれてお世話になっていた。最終的に少女は地域の中に入って生活しなければならないが、地域でどのように支えることができるかの解決までには至らなかった。

課題としては、地域共生社会を作る上で、支える側と支えられる側に分けるのではなく、共に生きていく地域づくりが必要だと考えている。約220ある町会で、加入率は半分、その中で実際に活動している人はさらに少なく1～2%で、高齢者が多いと考えられる。ここに30代、40代、50代が加入できるような頼れるコミュニティがあれば支えることも可能だと考えている。少年を見ていると、やはり孤立しており、仕事も無く少年同士で集まっている。私が関わっていた少年も、20代で建設関係の仕事を立ち上げて、仲間を引き入れて会社を運営しているが、地域には入り込めていないという現状がある。支え合い会議という話題も出たが、こうした人々についても皆で支えられるようお知恵をいただきたいと考えている。

【川村部会長】

今お話をいただいた事例はとても印象的で、まさに複合的な課題を抱えており、どこか一つの機関が関われば対応できるというケースではないことは明白である。その中で、保護司を中心に多様な機関が関わりながら、懸命にサポートをしていることがわかり、板橋区でどこまでできるのか、到達点を共有していただき、同時にできない部分や課題も共有していただいた。今できている部分を評価しつつ、不十分な部分や改善の余地がある部分を、この計画でどのように進めるか

を考えなければならない。その意味でも非常に重要な事例を共有していただけたと思う。

【障がいサービス課長】

障がいサービス課では、地域における障がい者、身体障がいや精神障がい、発達障がいも含めて、そこで暮らしている方が、手帳の所持に関係なく、状況に応じて居宅介護や通所支援、場合によっては就労継続支援等、障がい者の方が地域で暮らすためのサービスの支給決定や施設入所対応を行っている。個別ケースの把握は難しいが、例えば精神科に長期入院をしている方が、退院前のカンファレンスの中で、退院と同時に地域で安心して生活できるようなサービスも提供している。

再犯の方に限った話ではないが、再犯の方こそそのような話が事前にできれば、地域で定着して安定して生活できる一歩に繋がると考えている。そのため、机上配布の資料4ページの図における、「刑務所」から「保護観察」への矢印の段階にてサービスの提供ができるのが理想だと感じている。一方で、デリケートな情報なので、全てのケースで情報提供があるとは考えていないが、地域で90名の方が暮らしていて、施設にいる125名に関しては、タイミングはそれぞれだが、事前のお声がけや、地域に戻ってきた時に円滑にサービスを提供できるかどうか、保護司や民生委員からの情報提供を受けて個別対応になってくると思うが、円滑な情報共有が自治体としては重要だと考えている。成功自治体の取組や課題があれば教えていただきたい。

【川村部会長】

おっしゃる通りで、再犯の方に限った話ではないが、再犯の方こそ地域に戻る際に、円滑に既存の支援資源や制度的なサービスにしっかり繋ぐような体制が重要であり、そのためには、関係者間の円滑な情報共有が必要である。国の重層的支援体制整備事業が目指すところであり、その中に再犯の方もしっかり想定されて、組み入れられるような体制を整備することが重要だと考えている。特に社会的孤立に陥っている方はSOSを出す力が弱い。調査研究では、孤立に陥っている人ほど公的サービスの利用意向が低いことが実証されている。これまでは、どちらかと言えば社会福祉は待ちの姿勢であったが、そこを乗り越えて、必要に応じて支援資源をアプローチする、アウトリーチする、関係者間で情報共有をして、最終的に関係機関に共有されるような体制づくりが重要だと思う。他に優良事例があればお話を伺いたい。

【戸井委員】

個別ケースに関しては、関係部門や関係機関がカンファレンス等で情報共有をしているが、行政の中で持っている情報と、警察機関が持っている情報が繋がっているわけではないので、計画を立てる段階でも、基礎的なデータを行政としても集めて分析することが必要だと考えている。個別ケースの情報共有についても地域レベルで議論が必要である。

議事内容

【川村部会長】

議題2「板橋区再犯防止推進計画の策定方針について」を議題とする。
事務局より説明願う。

【生活支援課長より資料4-1～4について説明】

【川村部会長】

ただいまの説明に質疑・意見があれば挙手願う。
特に大事なものは、資料4-3の現状と課題で、ここが計画の骨子に発展していく部分だと思う。
現時点でお気づきの点や質問があればお願いしたい。

【宮島委員】

警視庁本部の巣鴨少年センターについて話をすると、生活安全部少年育成課という部署であり、20歳未満を対象に活動している。少年センターは都内に8か所あり、巣鴨少年センターは板橋区や北区、文京区、豊島区、練馬区を管轄している。巣鴨少年センターの非行防止の柱は街頭保護活動で、犯罪に至る前に少年たちへの声かけや、飲酒・喫煙、学校をさぼっている等、まさに今このような時間帯にセンター所員が繁華街や住宅街を回り、声かけをしている状況である。もう一つの柱として少年相談を担当業務としているが、板橋区にお住まいの方に限らず、管轄の方々のお子さん自身や、親御さんの子育てに関する悩み、いじめ、学習へ馴染めない等の相談にも対応している。相談については、心理的なケアにあたる専門の職員を配置し話を聞いている。居場所づくりについても話があったが、例えば新宿では、全国から居場所を求めて少年少女が来ている状況である。そのようなお子さんが求めているのは、まさに間違った居場所と表現してよいと思うが、そこに行けば誰か仲間がいて、その仲間とつるみながら大人がそこに介在し、色々な犯罪に巻き込まれているという状況が現在課題となっている。その悪意のある大人が、少年たちにつけ込むような形で接近し、犯罪に巻き込むということで色々な対策をしているところである。

そのような観点から見ると、少年たちを監護する親御さんも含めた支援が必要だと考えている。就労や就学支援もそうだが、既存の支援を知らない、それを利用することにためらいがある方が、少年相談に来ている方に多く見受けられ、ヤングケアラーという状況にもあると考えられる。我々が聞くよりも、行政機関で支援をいただいた方が解決に向かうのではないかという話をする場合もある。色々な施策について知っていただき、利用できる体制を希望したい。発達の特性についての相談も多く、待つのか手を差し延べるのか、ニーズがあればそこに届くように、警察ではできない部分もあるので、勉強しながらも推進していきたいと考えている。

【川村部会長】

大変重要なお指摘であった。居場所の問題には背景に孤立の問題があり、既存の制度を利用することにためらいがある当事者の問題、支援体制を構築するだけでなく、なぜ繋がっていないのか当事者の観点から捉えることが重要である。発達障がい、障がいをお持ちの方に対して、本人が必ずしも支援の必要性を認識していないケースに、どのように支援に繋げるか、という問題提起も非常に重要である。

【田邊委員】

現在、中学校の委員会に出席しているが、他県では部活の中止や、板橋区でも土日の部活を廃止している学校も出てきている。それには賛成だが、地域で部活を受け皿にすることが果たして可能なのか、居場所がなく児童館も閉館になっている。地域で居場所を作る状況も難しく、お子さんのエネルギーを良い方向に持って行ける体制づくりが必要だと考えている。

【川村部会長】

地域の中に居場所をつくることが重要である。居場所に参加することへの障壁が無いようなもの、気軽に立ち寄れる居場所、そこで誰かと関係性が築けるような場所が重要だと感じている。

【齋藤委員】

60歳まで刑務官として勤務していたが、その管下には少年院施設等を抱えていた。高校卒業の認定資格は、社会復帰をする上で大事な資格だという話があったが、現在少年院で高校卒業の認定資格を取得させる動きも多く、それに向けての学科教育も推進しているところである。

岩波文庫から現場の人たちが書いた本が出ているが、高校卒業認定試験の受験ために数学の基本的な考え方を教える過程で、社会復帰への自信がつくという例が書いてある。子どもは中学までの間で2回の壁にぶつかるかと書かれており、一つは分数の計算、もう一つは方程式である。そのことを理解させるために学科教育を進めているが、気をつけていることは、教えている内容が小学校4年生や中学校の内容ではないということ、18歳、19歳のプライドを大事にしながら教えているということである。見下されるのではなく、自信を持って勉強していることがきっかけで、社会復帰のための力をつけているということである。

他機関を批判する内容になってしまうかもしれないが、名古屋の官庁にいる時に、学校教育者から講演を頼まれたことがあり、自分が管轄している少年院での教育に誇りを持っていたのでそれを紹介したことがあるが、学校の先生方から批判があった。教育は我々が専門家なので、少年院で行っている教育は教育とは認めない、という言い方をされたことがある。私はそうは思わない。子ども達が非行を犯すと少年鑑別所に入ることもあるが、先生方は自分の教え子の面会にはほとんど来ていない。そういう子は家庭でも学校でもネグレクトを受けており、行き場が無い状態である。そういう子が少年院に入り、初めて自分の言うことを真正面から聞いてもらえた、という感想が多い。

分野は違うかもしれないが、少年院施設の教官と学校の先生の交流があれば何か見えるものがあるのではないかと話を講演でしたが、全く成立がしなかったという経験がある。疑問に感じたのは、再犯をしたものを担当する部署だけで対応すればいいのか、犯罪を出してしまった周り

の人間への対応も必要ではないかと感じている。そこを正さないといつまで経っても再犯は続くと思う。罪を犯した人間達に色々な教育をやってもそれには限界があるし、数を少なくするためには、犯罪を出してしまう周りの人間への正しい働きかけをしなければ十分な対応とならないのではないかと感じている。

【川村部会長】

大変重要なお指摘である。主に教育機関に関することを中心にお話をいただいた。

一時期高校のスクールソーシャルワーカーを行っていたが、そこでご家庭に問題がある子で、その歪みが生徒に出て、その生徒が非行をしたことにより退学処分になるというケースがあった。高校としては関わる必要性が無くなるが、その家庭は地域社会で孤立し、どこにも繋がれず、親も明らかに課題を抱えており、唯一社会との接点が子どもを介しての学校だったということである。高校の先生も忙しい中で、それ以上の関わりが持てず、退学後のフォローも出来ない中で、実は高校の先生や他のスクールソーシャルワーカーもこれで良かったのか、ジレンマを抱えることになる。しかし、その思いはどこにも共有されることなく、結果としてその生徒や家庭が社会の中で孤立をし、状況を打開することが難しく、より深刻な状況になることもあり得ると考えられる。

単に再犯をしている人だけに着目するのではなく、その背景にも着目し、どうしたらよいか、何をすればいいか、という思いを共有し、支援に繋がられる体制が必要である。課題として認識することが出発点としては大事だと考えている。

他に気づいた点は、事務局を通じてご意見をいただきたい。

議 題 (3) その他

議事内容

【生活支援課長】

引き続き、本日の内容に関する意見等がある場合には、メール等により事務局へ寄せてほしい。なお、次回の協議会の日程については、令和7年4月上旬を予定している。

議 事 閉会

議事内容

【川村部会長】

以上で令和6年度第1回板橋区再犯防止推進計画検討部会を閉会する。